

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成16年5月25日(火)午後1時30分～4時30分

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

佐竹幸夫委員, 杉山久美子委員, 中川順子委員, 中島章雄委員, 西山慶一委員,
樋口修委員, 松本忠之委員, 三木澄子委員, 光井正人委員, 山下徹朗委員,
安保千秋委員, 玉岡尚志委員, 南敏文委員, 森野俊彦委員

(京都家庭裁判所職員)

島田首席家庭裁判所調査官, 田村家事首席書記官, 辻少年首席書記官,
中田事務局長, 木崎事務局次長, 山本総務課長, 加瀬総務課課長補佐

4 議事概要

・ 新任委員の紹介

・ 委員長選出

所長である南委員を委員長に選任した。

・ 委員長あいさつ

本日は新たな家裁委員会の2回目の会合である。家庭裁判所では、本年4月1日に地裁から人事訴訟が移管されるという大きな変革があった。現在のところ離婚訴訟を中心として、約20件の訴えが提起されている。この移管に伴い、当裁判所では成人刑事事件用の法廷を改造したり、二十数名の参与員を新たに選任して準備を整えてきた。これらの事件は、今のところ第1回口頭弁論が開かれたり、あるいはその期日が指定された段階にあるが、今後、この家庭裁判所委員会にも事件の進ちょく状況を説明し、委員の御意見を頂戴したい。

本日は家事及び少年に関するビデオを御覧いただき、手続等に関する理解を深めていただくとともに、家事調停委員や家裁調査官との座談会を企画している。座談会においては、調停や調査の進め方といった点について疑問があれば、遠慮なく質問していただくとともに、積極的に意見をお伺いしたい。

家事調停委員あるいは家裁調査官は、精一杯任務を行っているつもりではあるが、外部の目から見れば、まだまだ至らない点が多々あるかと思われる。これらの点について、御意見を頂戴し、調停制度や、あるいは家庭裁判所調査官が行っている調査

活動がより充実したものとなることを期待している。

- ・ ホームページに掲載した前回の議事録等に関する質疑応答

現在の形で継続してホームページに掲載することで了承された。

- ・ 裁判所からの概要説明

ア 家事事件及び少年事件の手続及び審理の概要に関する説明ビデオの上映

イ 意見交換

- ・ ビデオでは、窓口での相談の後に、調停等の事件として受け付けるが、裁判所で事件として取り扱うことになじまない相談については、他の機関を紹介すると説明されていたが、相談窓口というのは、来庁者にとっては、非常に重要な意味を持つのではないかとと思われる。具体的にどういう者が受付相談を担当しているのか。

- ・ 裁判所の元職員や調停委員等をしてきた者に相談業務を委託している。

家庭裁判所での相談では取り扱えない事案については、弁護士会または都道府県の相談窓口を紹介している。

ウ ホームページに掲載した少年事件に関する統計データ等に関する概要説明

前回の委員会で、少年事件に関する統計データ等の情報を開示してもらいたいとの御意見を頂戴し、5月7日から、当庁のホームページに、少年事件に関する手続の説明とその説明文に沿った手続の流れ図、さらには、過去5年間程度の京都家裁管内の統計数値を全国的の統計数値と比較する形で掲載させていただいた。

これを見ると、90%以上の事件が受理後6カ月以内に処理されていることが分かる。

なお、前回の家裁委員会において非行の原因や動機についても統計数値を示してもらいたいという要望があったが、あいにく裁判所ではそのような統計管理を行っていないので御了承願いたい。

前回の委員会で、各委員から、個別事件についての報道機関に対する情報開示の在り方について議論があったので説明させていただく。

少年法第22条には、「審判はこれを公開しない」と規定されており、第61条には「家庭裁判所の審判に付された少年については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知できるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」というように規定されている。

これらの規定が設けられた趣旨は、少年事件の秘密を保持することによって、少年の更生や社会復帰への支障が生じないようにし、ひいては少年の健全な育成を図るということにあると言われている。

ところが、御承知のように、全国的に関心の高い少年事件については、その情報を開示すべきとの社会的要請が強く、報道機関から取材という形で、具体的な事件に関する情報について開示の要請があった場合には、当該家庭裁判所は、少年事件の非公開の原則を踏まえながら、ある程度の情報を開示することの公益性についても十分考慮し、審判結果や決定理由等について、一定の情報を開示した例がある。

京都家庭裁判所においても、最近、中学生が合成麻薬の購入代金に窮し、酒店に強盗に押し入ったという社会的な耳目を集めた事件に関する審判が行われ、その事件に関する審判結果や決定要旨の骨子を開示した。

いずれにしても、原則的には非公開となっている少年事件の情報を開示することについては、事件を担当する裁判官が個々の事案について判断することになる。

エ 少年事件の背景に関する実証的研究について

前回の委員会において、各委員から、少年事件の背景や社会全体で少年犯罪の防止へ向けての取り組みが必要ではないかとの御意見を頂戴したが、その点について、最高裁判所家庭裁判所調査官研修所（現在は最高裁判所職員総合研修所）が作成した「重大少年事件の実証的研究」という資料があるので、その概略について説明をさせていただきます。

平成12年度に、家裁で取り扱った少年による殺人事件及び傷害致死事件（重大事件）を素材として、家裁調査官を中心に、裁判官、学識経験者、少年事件関係機関の実務家らが加わり、その背景や原因を実証的に分析する研究を行った。

- ・ 単独で重大事件を起こした少年と集団で重大事件を起こした少年の違い

単独で重大事件を起こした少年については、「普通の少年」がいきなり事件を起こしたように見える場合であっても、少年の内的要因や少年を取り巻く環境要因が長年にわたって複雑に絡み合っており、一般の非行少年とは質的に異なる特徴が見られた。これに対し、集団で重大事件を起こした少年たちについては、非行少年一般とかなり共通する部分が多いが、集団心理等から暴力に歯どめがかからなくなっていたことが分かった。

- ・ 単独で重大事件を起こした少年の三つのタイプ

幼少期から問題行動を頻発していたタイプ

- a 幼少期から問題行動や非行を繰り返す、問題が増幅され、更に複数の要因が重なった末に殺人に至ったタイプである。幼少期から家財の持ち出しなどの問題行動を起こすが、親は適切に対応する余裕がなく、厳しい体罰を加えたりする。少年は、規範意識を深めることなく、ただ見つからなければよいとしか思わず、問題行動をますますエスカレートさせ、さらに「自分はだめな人間だ」という否定的な自己イメージを強め、親に対する憎しみを募らせていく。

犯行態様には、長い間抑え込まれていた怒りの感情の爆発という面があり、その背景には、ちょっと常識では理解できないほどの親への恐怖感がある。

- b 表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ

普段はおとなしくて環境に順応しているように見えていたのに、突然殺人を犯したタイプである。少年は、おとなしく目立たないために問題がなさそうに見えるが、親との間での感情のこもったコミュニケーション体験が乏しく、温かい人間関係をほとんど誰とも作ることができない。実際には不適応感に悩み、現実世界では傷ついていることが少なくない。そのため、傷つくことのない空想世界の中で、万能感を膨らませていく。

犯行態様には、現実の世界に直面せざるを得なくなったときに、それまで独特の形で守られていた自分自身の世界が破壊されそうだという危機感を抱くことによって犯罪が引き起こされたという面がある。

- c 思春期になって大きな挫折を体験したタイプ

勉強や運動で活躍していたが、思春期（中学校、高校のころ）に挫折を経験し、プライドが深く傷つき、精神的に不安的になって、衝動的に殺人に至ったタイプである。親は、少年を過大に評価しており、少年の弱点や欠点を見ようとはしない。少年も、自分中心の人間関係しか持てず、親密な信頼関係に基づいた対人関係をなかなか作れない。思春期になって挫折に直面すると、それまで抱いていた万能感と現実のギャップとの大きさに愕然として、自尊心が深く傷つき、半ば自暴自棄になってしまうのである。

犯行態様には、予期せぬ被害者の態度に接してパニックに陥り、とっさに犯行に及んでしまったという面が指摘されている。

- 三つのタイプの少年に共通する特徴
 - a 追い詰められた心理状態： 自殺未遂や自殺願望が多く見られるため、人の命を奪うことのハードルがかなり低くなっていたように思われる。
 - b 現実的問題解決能力の乏しさ： 観念的な考え方をして自分のやり方に固執し、柔軟な思考ができない傾向がある。
 - c 自分の気持ちすら分からない感覚： 快・不快といった極めて未熟な感情しか自覚できないため、自分の気持ちを相手に伝えたり、相手の気持ちを感じ取ったりする力（共感性）が極端に乏しい。
 - d 自己イメージの悪さ： 「自分はだめな人間だ」という強い劣等感を抱いている。
 - e 歪んだ男性性へのあこがれ： 「男らしさ」は攻撃性であるという歪んだ男性性のイメージを持っており、ナイフ等の凶器の収集や、殺人、暴力をテーマとするビデオなどのバーチャルなものへの異常なめり込みが見られる事例がある。
- タイプ別の前駆的行動について
 - a 幼少期から問題行動を頻発していたタイプ

小学校入学前から、万引、放火（火遊び）、家財の持ち出しがあり、小、中学生になると、家財の持ち出しと万引が、窃盗などの非行行動に発展して続く。中学生になると、授業をさぼり、学校不適應になる場合と、ビデオやゲーム等の収集に熱中する場合が見られた。
 - b 表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ

小学校高学年や中学生のころから、いじめられた体験があったり、まともな対人関係が持てずに孤立し、ナイフやモデルガンの収拾や、暴力的なゲーム、ビデオや書物にのめり込んでいる。親の期待の強さや、家庭内の隠された葛藤などから家族関係で傷ついているといった前駆的状态が見られた。
 - c 思春期になって大きな挫折をしたタイプ

幼少期から、わがままで乱暴なところがあり、小学校高学年ないし中学生のころから、欠席、遅刻、授業エスケープなどの学校不適應があり、微熱や腹痛などの身体症状を伴うこともある。また、他者に対する粗暴行為、家庭や学校での器物損壊、ナイフ等の凶器所持が見られた。

これら3つのいずれについても共通するものとして、最初に挙げた殺人願望や自殺への企図、自殺願望といったものも前駆的に見られた。

以上の前駆的行動への対応としては、事後的に見れば、それぞれのタイプに応じて、親や周囲の人たちが、これをいわばサインとして受け止め、一人で抱え込まず、関係する機関が連携して対応していく態勢が重要であろうと、この研究ではまとめられている。

オ 補導委託制度について

補導委託制度とは、家庭裁判所が民間のボランティアの方々に、非行のあった少年を預かって指導していただくようお願いし、しばらくその少年の様子を見た上で、最終的な処分を決めるという制度である。直ぐに結論を出さずに、しばらく少年の生活態度などを見てから処分を決めることを試験観察といい、補導委託は、試験観察の中で必要に応じて行われる。

少年は、人との温かい触れ合いを知ることで大きく変わることができる。

補導委託先の責任者を受託者というが、受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が家族や他人とのつきあいの在り方を見つめ直す大変よいきっかけになっている。

新たな補導委託先を開拓するためのパンフレットには、受託者として、建築会社経営者、牧場経営者、さらには農業経営者が紹介されているが、その中で、「不安もあったが、実際に預かってみると少年がどんどん変わっていくことが楽しみで続けている。」「馬と接すれば心身が癒されるとの長年の経験から何かの役に立つのではと思った。」「型にはまったことを言うよりも家族の一員のように生活する中で自然にいろいろなことを身に付けてくれたらよいと考えればよい。」といった感想が寄せられている。

このパンフレットの裏表紙に記載されているとおり、家庭裁判所は、新たに補導委託先になってくださる方を求めている。補導委託制度は、日本の少年法の中でも、最も特徴的な制度と言っても過言ではない。次の世代を担う少年たちの更生に、地域や社会の力が求められていることを御理解いただき、心当たりのある方がおられれば、お気軽にお問い合わせいただきたい。

カ 意見交換

- ・ 先ほど紹介されたビデオに出てくる少年事件の付添人は、審判において親の指

導力や被害者のことばかりを言っていたが、付添人は、普通、少年が観護措置期間にどのようなことを考え、どのように親との関係が変わってきたかといった、少年を中心とした発言をしている。付添人は、親の監護力といったことしか言わないといった誤解はされないように願いたい。

ところで、京都家庭裁判所では、何件の補導委託先を持っており、年間何人程度の少年が補導委託されているのか。また、委託費というのがあると思われるが、補導委託するに際して予算上の制限があるのか。

- ・ 委託先は、現在、団体で10箇所、個人で15箇所の合計25カ所ぐらいである。

年間の補導委託人数は、少年が補導委託に向いているかどうかにもよるが、大体年間20数件程度である。

予算的なことについては承知していないが、実務上、予算の制限があるといったことを意識したことはない。

- ・ 実際に受託者をしているが、やる気満々の新しい受託者が増えており、それなりにいい結果が出ており、やりがいも感じていると聞いている。

補導委託は、地域の交友関係を断ち切る意味でも、家から少し離れたところで行うことが多いようである。私は、京都市内で営業しているが、大阪や奈良の裁判所からの補導委託を引き受けたりする。

また、少年も偶々友人と顔を合わせることもあるようだが、ここで試験観察を受けているんだと率直に話しているようである。

少年が、早いうちに将来の希望に合った職業を見つけるためにも、補導委託先の職種を広げていく必要があり、新しい受託者を勧誘している。

- ・ 先程の重大少年事件の実証的研究の中で、「歪んだ男性性へのあこがれ」という説明があったが、この分析というのは、男子に該当するものか。それとも女子を含めたイメージと捉えてもよいか。
- ・ この実証的研究の対象となった事件のほとんどが男子によって起こされたものであるため、やはり男子に当てはまるものと考えるべきである。
- ・ 家庭裁判所と法務省所管の少年保護関係諸機関との間で、定期的な協議会や連絡会は開催されているのか。
- ・ 少年鑑別所、保護観察所等と、毎年、ほぼ定期的に協議会等を開催している。

(休憩)

- ・ 調停委員及び家庭裁判所調査官を交えての座談会
- ・ 調停委員になって1年半の駆け出しである。

調停委員を志望した動機は、現在、大学で家族法、家族関係論を講義していることや、3人の子育ての経験が役に立てればと思ったからである。

大学で家族法を受講した際の、「調停前置」という言葉が耳に残っているが、当事者間のもめごとを調整するためにまず行われる「調停」という手続に関与してみても、「調停」とは、その二文字ではとても言い尽くせないものであるということ、この1年半の間に強く感じた。

大学で講義するときにも、この「調停前置主義」のすばらしさを学生たちに伝えたいと思っているが、「調停」を理論づけた文献が、なかなか見つからない。

家庭裁判所の外にいる当事者にとって、調停というものがよく分からないのは当然だと思うが、このすばらしい「調停」を裁判所とともに、当事者のために役立ていきたいと思っている。

- ・ 私は、12年間弁護士をしてきて、当事者の代理人として家庭裁判所の事件に関与する中で、調停委員は、大変な御苦勞をされているなど感じていた。

私は弁護士になって10年を経過した一昨年、弁護士会からの推薦を受けて調停委員となった。志望の動機は、弁護士としての業務を続けていくうちに、紛争を解決するおもしろさというものが徐々に分かってきたが、依頼者の利益を優先して考えなければならない代理人としての制約を受けずに、両方の話を聴いて理想的な解決を図りたいということである。

- ・ 調停委員になって、この4月で22年目に入った。

調停委員歴が長くても、一つ一つの事件について、初めて出会うという気持ちで事件を担当している。

私は大学で社会学を専攻し、卒業後、カウンセリングに関わる仕事をしたことがあるが、調停委員の職務は、その当時、それらの経験が役に立つのではないかと考えたことや、また、私の学生時代は、家庭裁判所の正に創成期であり、今後どのように発展していくかについてかなり関心を持っていたこともあって、調停委員をさせていただくことになった。

私が、実際に調停する中で感じている最近の調停事件に見られる夫婦間、子供間

の変容といったことについてお話しする。20年ほど前の夫婦は、いわゆる伝統的な夫と妻の役割分担がはっきりしていたが、最近では、夫婦間においても、個人の好み、志向あるいは自分自身の目的を大事にしており、役割分担といった考えが合わなくなったというようなケースが比較的多くなってきたと感じている。

離婚の財産分与については、最近では、妻が専業主婦であっても、財産は基本的には折半すべきであるという「2分の1ルール」について、あまり説明しなくても当事者の納得が得られるようになったと思われる。

子供については、最近の少子化を反映して、夫婦間での子供の取り合いが非常に激化している。離婚については割合早くあきらめても、子供を自分の手元に引き取ることにについては、調停の場面でも非常に激しい争いが生じており、裁判にかけてでも争うという気持ちになる当事者が随分増えている。赤ちゃんであっても、自分が育てると主張するような父親も随分増えた。以前は子供は家の跡取りであるという意識が出てくる場面があったが、現在は、子供は自分の「生きがい」として絶対必要だと主張する父親が多くなったという印象を深く感じている。

ちょうど3年前に、いわゆる「DV法」が制定され、同法による保護命令を受けた上で、夫の暴力を原因として家裁に調停を申し立てられることがあるが、そういうケースにおいて、夫の方があきらめることが多くなったように感じる。以前は、明らかに暴力をひどく振るっている夫であっても、なかなかそれを暴力とは認めず、調停回数を重ねても、なかなか解決ができなかったが、この法律のおかげで、3回前後の期日で解決するケースが多くなったように感じている。

夫婦関係の調停については、原則として男女2人の調停委員が指定されるが、女性と男性のバランスを調停の中でもしっかり生かすように配慮しなければならないと感じている。

- ・ 調停委員になって十数年経つが、当事者の信頼を得ることが非常に大切なことであり、また、信頼を得たときの喜びもすばらしいものであるという気がする。

新任の調停委員を対象とする研修を受けた際に、講師の裁判官から、とにかく、いろいろなケースがあるが、それぞれが全部違う。一番の勉強になるのは当事者と触れ合い、話し合い、話を聞くことで自分を磨き、とにかく件数をこなすことであると教えられた。当初は、月に4件程度であったので、何とかできるだろうと思っていたが、半年後には10件に増え、現在は大体20件を担当している。

私は、当事者の信頼を得るために、どんどん話を聞くが、そうすると、帰り際にほっとした顔をして、また寄せてもらいますというようなことで次の期日に来ることになる。

あくまでも自分たちで決めるということを再三説明していくうちに、自分たちの道というものをそれぞれが考え、特に夫婦関係では、今まで、別れる、別れない、どちらが悪いといったマイナスの争いを続けてきたが、それらを出し切った後は、これまでの自分の生き方、離婚してからの生き方というものに意識が変わっていき、最終的に、もう一度やり直すか、別れて、それぞれが自立していくということになる。その段階では、もう恨みつらみは言わなくなっている。調停の醍醐味とは、恐らくそこにあるのではないかという気がする。

自分の人生を自分自身が考え、そして自分自身が前向きにぶつかっていく。当事者たちの人生がかかっているので、こちらが変な助言でもしたら大変なことになる。時には、裁判官と協議して提案することもあるが、ほとんどは聞く方に回っている。

私自身が大切にしてきたことは、その日のうちに結論が出なくても、帰るときに、来たときよりも柔らかくなっているということである。特に、子どもの問題については、子どもの幸せを最優先にし、最近では面接交渉ということが問題となるが、法的には異なった考えかもしれないが、これは子どもの権利として優先し、それに合わせて離婚を考えてもらいたいと伝えている。

調停委員は2人1組で事件を担当し、片方が脱線しかけたら相方がフォローしてくれる。また、裁判官をはじめとする裁判所のスタッフとのチームワークの中で、当事者を支えているということを年々感じている。

当事者が心を開けてくれたとき、そして自分自身を大切にしようとする気持ちが生まれてきたときには、調停委員としてやってきてよかったと感じている。

聞くことは非常に疲れ、ストレスがたまる作業である。午前と午後に2件の調停を担当することもあるが、神経が参ってしまうというようなことがある。しかし、最後には同じ人間、しかも前向きに生きてくれる人たちがいるということを感じたとき、本当に喜びというか、何かほっとした気持ちになる。

初任者の研修で、講師の裁判官は、「離婚をするなら「さわやか離婚」を目指してあげてください。」ということをおっしゃった。いい言葉ではあるが、実際にそんなことがあるのかと思っていたが、調停において、完全に自分を出し切って前向

きに離婚する場合には、そのようなこともあるようである。

- ・ 私は昭和63年に採用され、現在当庁で少年事件を担当している。

調査官になったのは、大学で心理学を専攻していたこともあるが、何となくあこがれて志望し、幸い試験に合格したという感じである。

調査官になって、少年事件でも家事事件でも、たくさんの方々とプライベートに踏み込んだ非常に深い話をさせていただく機会が多いが、ひたすらその方々の話を聞くという作業を通していろいろな経験をする中で、私の方も成長できるということを実感し、調査官になってよかったと思っている。

福祉の関係者が、育て育てられ育ち合うことを「共育」と表現していたが、そのようなことをやりがいだと思い、調査官の仕事に取り組んでいる。

調査官として苦勞と覚えることは、少年事件に関して言えば、非行を起こした原因が理解できなかつたり、少年とどうしても通じていかないと覚えるときや、どういふ処遇を選択することが、その少年にとって一番良いのかについて悩むことである。

その反面、少年たちと通じ合えたり、いろいろと話ができるようになってきて、少年たちの表情が本当に明るく変わり、本当に自分の人生を自分の足でしっかり歩いて行けそうだなと思えたときは、本当に調査官になってよかったと覚える。

- ・ 採用されて22年目になり、この4月に少年事件から家事事件に担当が変わった。

調査官というのは、自分自身あるいは自分の人間性というものを道具にして仕事をしている。

自分の人生における独身、結婚、出産、育児という各段階での自分自身の課題と、時代の流れの中での少年や家族の変化というものが複雑に絡み合うため、調査官として多少の経験は積んでいるが、いつまでたっても非常に難しい仕事であると実感している。

- ・ 私は、昭和62年に採用され、少年事件と家事事件を、ほぼ半々ぐらい担当してきた。現在は家事事件を担当しているが、先程調停委員からも話があったとおり、最近では、子どもの親権や観護権をめぐる激しく対立する事件が多いことから、子どもにとって一番良い解決は何か、子供にとっての最善の利益は何かといったことを考えながら仕事をしている。

調査官の調査の中に「調整的な調査」というものがあるが、昨年、私は、子ども

との面接交渉に関する調整に関わった。

当初、子どもは、別れて住んでいる父親なんかに会いたくないと言っており、母親もそれを受けた態度を取っていたため事態が膠着していたが、調査官が調査活動の中で関わっていくうちに状況が変化し、家庭裁判所の家族面接室で、父親と会える機会をセッティングしたところ、子どもは意外にも喜んでお父さんに飛びついた。それを見た母親は、「私が一言、子どもに『お父さんと会っても大丈夫よ。』と言ってあげればいいことなんですね。」というふうに私に言ってくれたが、そのとき、本当に調査官冥利に尽きると思った。

今、私が関心を持っているのは、どうしても離婚が避けられない事態の場合、子どもにとってより負担（ストレス）が少ない形で事態を進めることができるかといったことについて子どもの年齢や発達段階といったことを要因として吟味しながら、専門的な援助のノウハウを蓄積し、破綻した両親がともに子どもの福祉と将来を考えて解決していけるようにならないかと思っている。

調査官として苦勞する点は、家裁の面接室や家庭訪問などで当事者と長時間にわたって接触していると、身近な存在になってしまうことがあり、対立する当事者との関係で中立性や公平性に配慮して、自分の面接態度を自ら点検していかなければならないことである。

- ・ 現在、家事事件を担当しており、採用されて17年目になる。

家庭裁判所委員会に今回参加させていただくに当たって、全国の家庭裁判所のホームページで、どのようなことが議論されているのかを知った。

各地の家庭裁判所委員会においては、家庭裁判所の運営について、当事者が利用しやすく使いやすいものにしようというようなことが提案されており、家庭裁判所も変革期にあると感じた。外部からの意見を頂戴するとともに、部内からもいろいろな提言をしなければならないと思っている。

- ・ 私は、調停委員は、ある程度功なり名を遂げた方が裁判所から頼まれてするものだと思っていたが、若い方もいるということを知って驚いた。

そこで、調停委員には、定数があるのか、全国で何人ぐらいいるのか、公務員は調停委員にはなれないのか、忙しいサラリーマンにもできるのか、また、1人で何件ぐらい事件を担当しているのかといった点について伺いたい。

- ・ 全国の数是不分かるが、当庁では現在約240名の調停委員がいる。有能な方、

意欲のある方がいらっしゃれば是非調停委員になっていただきたいと考えている。

特に、支部については、各庁とも調停委員になっていただける方が少ないという問題を抱えており、当庁においても、宮津、舞鶴、福知山、園部と4つの支部においては、調停委員を確保することに苦心しており、家庭裁判所委員においても、調停委員の候補者の開拓について御教授いただきたい。なお、担当事件数はいろいろである。

- ・ 少年法が改正され凶悪事件に関する少年審判について、検察官が立ち会えることになったが、どの程度検察官が立ち会っているのか。
- ・ 平成13年4月に少年法が改正されたが、私の知っている限りでは、関与した事件はない。
- ・ 少年審判で、「無罪」という意味での不処分になったとの報道を記憶しているが、少年審判において事実認定ということに、どの程度の力を割いているのか。その事実認定について、調査官はどのような役割を果たしているのか。
- ・ 非行事実を全部否認した場合には、その段階で調査官の調査はストップし、直ちに裁判官が事実調べという形で、証人尋問や関係者あるいは被害者を呼んだり、あるいは取り調べた警察官を呼んで、まず非行事実の有無について判断することになる。明らかに非行事実が認められない場合には、その段階で非行事実なしということになり事件は終了することになる。

裁判官が非行事実があったものと判断して、少年に対して、その判断を伝えて、調査を進めさせる場合もある。

- ・ 付添人というのは少年側が選べるのか。
- ・ 付添人は、刑事事件で言えば弁護人に当たる弁護士であるが、親が知っている付添人を選ぶこともあるが、ほとんどの場合は、裁判所の方で付添人制度について説明し、弁護士会に申し込まれるという例が多い。
- ・ 京都家庭裁判所で付添人がついた事件は、年間120か140件程度で、10年前に比べると、ものすごい右肩上がりとなっている。

少年自身が当番弁護士を呼ぶことはほとんどなく、親か、委員会派遣と言いつて、弁護士会が新聞を見て当番弁護士を派遣しており、その段階で弁護人になって事件が家裁に送致された時点で、その弁護人が付添人になるというのがほとんどである。そういう形で付添人がつくので、京都では、裁判所からの依頼があって付添人がつ

くケースは、かなり減っているのではないかと思われる。

ただ、福岡では、裁判所と弁護士会とが協議して、観護措置決定を受けた少年については、裁判所の方で付添人を拒否しないかどうかを確認する取扱いをしているので、観護措置決定を受けて鑑別所に入っている少年の70%から80%ぐらいの少年に付添人がついている。

また、仙台では、少年院に送るようなかなり重大だと思われる少年事件については、裁判所の方から連絡を受けて付添人がつく例もある。

- 家事事件で、当事者が外国人といった涉外事件の統計はとっているか。
また、調停委員や家庭裁判所調査官の方で、涉外事件に関して印象に残ったとか事件を担当したことがあるか。
- 京都家裁全庁で、審判事件と調停事件を含めて、平成15年度で315件あった。
- 最近、夫がヨーロッパの国籍で、日本人と結婚し、2人の子どもが生まれて離婚したケースがあった。日本においては、調停離婚の中で、子どもの親権を定めることができるが、夫の国では、裁判によらなければならないということなので、裁判官の方から御説明いただき、家庭裁判所の調書をつくり、それを領事館を通して本国に送ったということがあった。
- このようなケースでは、調停を成立させる場合と、家事審判法第24条の審判という手続を行う場合とがあるが、調停による場合、調停調書には、「この調停調書は、日本国の家事審判法に基づいて判決と同様の効力を有する。」というような奥書というか、メモ的な記載をするというのが慣例になっている。それでも不安な場合は、24条審判、要するに裁判手続で処理することもある。その場合は、完全に裁判離婚であるため、効力について全然問題はない。
- 郡部の集落では、神社、仏閣の慣行があり、「戸主」がすべてを決するということがよくある。裁判所では、裁判官をはじめとする職員が、現在の法制度の中で判断されるが、調停委員は、ある意味では、コミュニティーというか、地域に根ざしていると思われる。公平性を保つという意味から、調停委員の研修といったことはどのようなになっているのか。
- 研修は、特にここ数年非常に多く、大体2箇月に1回程度裁判所が行っているほか、その間を縫った形で、調停協会という我々の仲間の組織で研修を行っており、

現在問題となっている事件や、事例研究的なこと、あるいは注意事項といったことについて勉強している。

- ・ 調停委員や参与員も増えていると思われるが、社会が多様化しており、様々な問題を抱える中で、何か専門的な事項に関する研修が行われているか。また、一般市民も裁判所で実施している研修のようなものに参加することができるか。
- ・ 様々な機会を利用して研修を企画している。調停委員においても自主研修というのを組んでおられるが、裁判所では新任の調停委員に対しては2日程度の研修を実施している。

専門分野的な問題については、毎年ケース研究会といった実務的な研修を企画しており、その中で様々な知識を増やしていただくといった取り組みを行っている。

一般の方々にも参加していただける研修というのは行っていないが、昨年法の日週間行事として、模擬少年審判を行った。そのような企画に、できるだけ多くの市民に御参加いただけるよう、これからも取り組みたい。

- ・ 人事訴訟が家庭裁判所に移管されたが、ほとんどが調停事件として解決されているのか。
- ・ 調停事件の終局は、成立、不成立、取下げの3とおりがあがるが、全国的には、成立が大体四十数%程度である。

京都家庭裁判所は、平成15年度において、成立が48.3%、不成立が21%、取下げが29.2%であった。

- ・ 調停を受け付けてから成立するまでに、どれくらいの期間がかかっているのか。
- ・ 昨年度における離婚等の一般調停事件の平均審理期間は4.2箇月であった。
- ・ かなり早いとの印象を持たれたと思うが、離婚事件の中には、当事者の気持ちの整理といった面に時間を要するケースもあり、一概に早く成立することが良いとは言えない面がある。また、取下げの中には、調停で実質的に解決がついたという成功的なものもかなり多くある。
- ・ 先日、NHKで調査官を主人公にしたドラマが放映され、調査官の存在というものを社会的に知らせたという大きな効果があったかと思う。

家庭裁判所としては、家庭裁判所調査官や調停委員といった職務の社会的重要性についていろいろな方法で広く周知させる手立てを講じるべきである。また、調停委員などの立場で、家庭裁判所の事件に参画していきたいというような方々を広く

募るという意味からも配慮されるべきである。

- ・ 次回期日

11月ごろを目処に日程を調整する。

- ・ 次回のテーマに関する意見

- ・ 家庭裁判所調査官の話があまり聞けなかったので、次回は家庭裁判所調査官を中心に座談会をしてはどうか。

- ・ この委員会で出されたいろいろな意見は、京都家庭裁判所内で調整されるのか。それとも、全国的に反映されるのか。

- ・ 承った御意見によっては、高裁の方にも連絡させていただくということはあるが、基本的には、京都家庭裁判所委員会では、京都家庭裁判所の運営に関して議論していただくということで御理解いただきたい。

- ・ 裁判所の利用者を対象としてアンケートを実施したことがあるか。また、裁判所には、どのような要望が寄せられているのか。

また、先程のビデオで相談窓口のことが紹介されていたが、最近、各機関の相談窓口の現状を見ると、無職となったことによる経済的な問題や家庭内の状況についてのケアが必要な場面が増えている。そういった意味から、裁判所における相談窓口の現状がどのようになっているかについて伺いたい。

- ・ 頂戴した御意見を参考にして、次回のテーマを定めたい。

- ・ 閉会

本日は御多用のところ、時間を超過してまで御議論いただきお礼を申し上げます。

当庁での新しい制度による家庭裁判所委員会は、やっと2回を終えたばかりで、まだまだ手探りの状況ではあるが、各委員の御尽力をもって、本日も貴重な御意見を頂戴することができた。

現在、家庭裁判所は冒頭でのあいさつで申し上げたとおり、大変な変革期を迎えている。我々裁判を担当する立場の者として、国民に分かりやすい裁判等を目指していきたいと考えているが、委員の皆様方にも今後とも引き続き御協力をお願い申し上げます。